



生前贈与は最もポピュラーな相続税対策ですが、令和6年1月1日以後、暦年課税による贈与財産は相続開始前7年分相続財産に持ち戻されてしまい生前贈与の効果が縮減されてしまいました。一方で相続時精算課税による贈与も改正があり、代替策として本制度を知っておくことも必要でしょう。

今月は相続時精算課税制度をまとめました。

【1】 相続時精算課税とは

相続時精算課税とは、一定の要件を満たす受贈者が、選択により、暦年課税の贈与税に代えて、相続時精算課税に係る贈与税を納付し、その後の相続時には、相続時精算課税適用財産の全てと相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、納付した相続時精算課税に係る贈与税額を精算する制度です。

① 適用要件

贈与者の要件:贈与年の1月1日現在で60歳以上である父母又は祖父母

受贈者の要件:同じく1月1日現在で18歳以上である者うち贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫

届出書の提出:適用を受けるためには申告期限までに届出書の提出が必要です。

② 贈与税の計算

令和6年1月1日以後の贈与から基礎控除額110万円が控除されることになり控除後の価額から特別控除額(2500万円)を控除した残額に対して20%の税率により計算した贈与税を支払うものです。そのため、贈与時の税負担は少なくて済むのが相続時精算課税の特徴です。

$$(相続時精算課税適用財産 - 110\text{万円} - 特別控除額) \times 20\% = \text{贈与税額}$$

③ 相続税の計算

相続時精算課税を適用した贈与財産は相続時にすべて持ち戻され、相続税に課税し直されます。納税済みの贈与税は相続税から控除することで精算されます。

$$(相続財産 + 相続時精算課税適用財産) \times \text{相続税率} = \text{相続税額}$$

$$\text{相続税額} - \text{贈与税額} = \text{納付税額}$$

【2】 相続時精算課税のメリット、デメリット

暦年課税贈与と比較して相続時精算課税のメリット、デメリットは以下の事が考えられます。

○メリット

- ① 基礎控除額110万円は相続財産に加算されない。
- ② 2500万円の特別控除により、高額な収益物件などを贈与する場合多額の税負担を回避できる。
- ③ 評価が下落したタイミングで特別控除額を利用して多額の財産を贈与できる。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>

令和7年7月1日

代表社員 石田 洋祐

○デメリット

- ① 相続時精算課税は一度選択すると、暦年課税に戻ることができない。
- ② 暦年課税は贈与後7年超経過すれば相続税が課税されることはありませんが、相続時精算課税による贈与財産は必ず相続時に相続税が課税されます。
- ③ 税務調査などで過去の取引を贈与認定された場合、暦年課税の場合は遡って課税するのには期間制限がありますが、相続時精算課税の場合は期間制限なく相続税が課税されてしまします。

【3】 暦年課税贈与との選択

相続時精算課税は特別控除額を利用して暦年課税の贈与に比べ低い贈与税で財産を生前に移転できることがメリットですが、暦年課税のように7年経過すれば相続財産に持ち戻されないということがなく、必ず相続税がかかってしまいます。やはり暦年課税贈与のメリットを利用することを考えれば、

- ① まずは計画的に暦年課税の贈与で、財産の移転を早くから進める。
- ② 孫への贈与など相続時に財産を取得しない者への贈与が出来ないか検討する。
- ③ そのほかの贈与税の非課税措置が使えないか検討する。
- ④ 上記を検討のうえ、ご自身が健康寿命を超えてご高齢になってから相続時精算課税へのシフトを検討することが良いと思います。

以上